

甲子園短期大学 内部質保証の基本方針及び実施体制について

令和 4(2022)年 9 月 30 日実施

令和 5(2023)年 2 月 24 日改訂

甲子園短期大学 IR 推進委員会

1. 基本的な方針についての考え方:

甲子園短期大学(以下「本学」という。)の「黽勉努力・和衷協同・至誠一貫」建学の精神に基づき、教育理念と人材養成及び教育研究上の目的の実現のため、本学の教育研究活動等の状況について自己点検・評価を実施し、その評価結果の検証をもとに改革・改善を策定し、その実施に努め、恒常的・継続的に本学教育の質保証に向けた「内部質保証」の取組みのための方針と体制について定める。

2. 本学における内部質保証の体制:

- (1) 内部質保証統括責任者: 内部質保証に関する統括責任者は、学長とする。
- (2) 内部質保証中核組織: 内部質保証に関する中核組織は、甲子園短期大学 IR 推進委員会(以下「委員会」という。)とし、内部質保証を総括する。

3. 方針等:

- (1) 調査等による資料収集活動: 委員会は、本学の教育研究、施設・設備、学生支援、学生受入れ及び社会貢献等の教育活動に関する情報と資料を収集するため、アンケート等の調査を実施する。
- (2) ステークホルダー等からの意見聴取機会: 学生との相談、保護者会の開催、外部からの評価の聴取など、学生や外部のステークホルダーからの意見聴取の機会を設ける。
- (3) 内部質保証に関する情報公開: 本学公式ホームページ及び大学ポートレート等において、本学の内部質保証に関する取組みについての自己点検・評価報告書を公表する。

4. 内部質保証を推進するための活動について:

- (1) 本学の建学の精神と教育理念、そして人材養成及び教育研究上の目的のための教育活動について自主的かつ自律的に自己点検・評価を行い、教学マネジメントの確立に向け教育研究水準の向上に資する改革を推進する。
- (2) 委員会を中心に他の委員会との連携を図り、全学的な視点に基づき、必要な連絡調整及び提言(フィードバック)を行い、教育研究及び諸活動の企画と運営、検証、改善の一連のPDCA プロセスの一層の充実と転回を図り、自己点検・評価の状況について学内にて相互評価(ピアレビュー)を行い、委員会にて協議し、改善の方向と内容を決定する。
- (3) 自己点検・評価活動の実施に当たっては、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を高めるよう努める。なお、評価基準については、一般財団法人大学・短期大学基準協会が掲げる評価基準を点検・評価項目とする。
- (4) 自己点検・評価活動をはじめとする内部質保証推進の状況について、情報公開を適宜行う。
- (5) 教育の質保証について、教職員の意識の醸成と涵養を図り、教育研究力の向上に資するよう教職協同し、学内の連携協力を形成し、教育プログラムの毎年度の点検(モニタリング)や定期的な点検・評価(プログラム・レビュー)を行う。
- (6) 内部質保証推進体制については学内での連携を図りながら、継続的・組織的に検証・改善に努める。

以上